

指定管理者制度導入に関する基本的考え方 新旧対照表

	新（第10版）	旧（第9版）
P8	(7) 指定管理者制度導入に関する調整及び検討 ア 指定管理者制度の導入に当たっての総合調整は、企画部行政改革推進室が行います。	(7) 指定管理者制度導入に関する調整及び検討 ア 指定管理者制度の導入に当たっての総合調整は、企画部企画経営課が行います。
P9	(9) 情報公開 本文中の参照条文：情報公開条例第24条	(9) 情報公開 本文中の参照条文：情報公開条例第25条
P10	(12) 指定管理料の設定 ・・・・・・・・ しかしながら、その剰余金が指定管理者の管理業務と収支の状況からみて客観的に課題が認められるような場合や協定締結時に見込まれていない特段の事情の変更が生じた場合など、指定管理者の自主的な経営努力と認められない場合には、本市と指定管理者との協議により、 <u>剰余金等の返還も含めた適切な対応を図ることとします。</u> なお、事業計画等に規定する業務の不実施や催物などの実施回数が協定回数を下回った場合には、 <u>原則として、本市と指定管理者との協議により、指定管理料の変更による戻入等が必要です。</u>	(12) 指定管理料の設定 ・・・・・・・・ しかしながら、その剰余金が指定管理者の管理業務と収支の状況からみて客観的に課題が認められるような場合や協定締結時に見込まれていない特段の事情の変更が生じた場合など、指定管理者の自主的な経営努力と認められない場合には、本市と指定管理者との協議により、 <u>適切な対応を図ることが必要です。</u> なお、事業計画等に規定する業務の不実施や催物などの実施回数が協定回数を下回った場合には、 <u>当然ながら指定管理料の変更による戻入等が必要だと考えられます。</u>
P12	3 指定管理者制度の導入手続 ・継続施設への指定管理者制度導入の流れ 債務負担行為の設定（当初予算） ↓ 指定管理者の募集 ↓ 指定管理者選定等委員会の開催 ↓ 指定管理者の指定についての議案上程 ↓ 指定管理者の指定	3 指定管理者制度の導入手続 ・継続施設への指定管理者制度導入の流れ 債務負担行為の設定 _____ ↓ 指定管理者の募集 ↓ 指定管理者選定等委員会の開催 ↓ 指定管理者の指定についての議案上程 ↓ 指定管理者の指定

	新（第10版）	旧（第9版）
P12	<p><u>(2) 選定の単位</u> 指定管理者の候補者の選定は、原則、個々の施設ごとに募集を行うこととしますが、施設の設置目的や特性・実情等を考慮し、一つの指定管理者が管理を行うことによって、それぞれの施設の設置目的が効果的に達成されると考えられる場合には、複数の施設を一体として選定を行うことができるものとします。</p> <p>ア 同種施設 同一の条例を根拠として設置される施設が多数存在する場合、または、別の条例で設置されているが設置目的等が同種の施設であり、同一の指定管理者が管理することで設置目的をより効果的に達成できる場合には、複数の施設を一体として公募・選定・指定手続きを行うことができるものとします。</p> <p>スケールメリットの活用とリスクを比較考量の上、施設の設置目的が効果的に達成されると考えられる場合には、一体として公募・選定・指定手続きを検討することとします。</p> <p>イ 複合施設 本市の公の施設の設置条例では、各条令における施設の設置目的を「最も効果的に達成することができるもの」を指定管理者とすることとなっています。</p> <p>そのため、異なる条例を根拠として設置されている施設が一つの建物に合築されている場合（地域集会施設と子どもの家等）、それぞれの施設について設置目的を最も効果的に達成することができる事業者を選定することが原則となります。</p> <p>しかしながら、一体的な管理運営による効率性の向上（または分割による効率性の低下）及びサービス水準の維持・向上（または分割によるサービス水準の低下）が具体的に見込まれる場合には、一体として公募・選定手続きの実施を検討することとします。</p> <p>(3)指定管理者の候補者の選定 (以下項番繰り下げ)</p>	<p>(記載なし)</p> <p>(2)指定管理者の候補者の選定</p>
P13	<p>(3)指定管理者の候補者の選定</p> <p>イ 募集要項の作成 条例等に定める指定管理者に係る管理の基準等を基に実務上必要となる細目について検討し、募集要項を作成することとします。作成にあたっては、茅ヶ崎市附属機関設置条例における指定管理者選定等委員会（以下「委員会」という。）に諮って決定します。なお、募集要項に記載する事項は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>ウ 募集期間及び説明会の実施 募集の期間は原則として1ヶ月以上とし、</p>	<p>(2)指定管理者の候補者の選定</p> <p>イ 募集要項の作成 条例等に定める指定管理者に係る管理の基準等を基に実務上必要となる細目について検討し、募集要項を作成することとし、</p> <p>募集要項に記載する事項は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>ウ 募集期間及び説明会の実施 募集の期間は概ね3週間とし、</p>

	新（第10版）	旧（第9版）
P14	<p>エ 指定の申請（指定管理者の応募）</p> <p>.....</p> <p>(カ) 主たる事業所に係る過去3年分の国税(法人税等)、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の納付を証する書類（納税義務のないものにあつてはその旨及び理由を記載した書類）</p> <p>(キ) 主たる事業所の就業規則、正社員・パート・アルバイト等の従業員各職種2～3名分の雇用契約書及び労働条件通知書、それらに対応する3か月分の賃金台帳</p> <p>(ク) 労働保険（労災・雇用）・健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類：労働保険料・健康保険料・厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等(加入の必要のないものにあつてはその旨及び理由を記載した書類)</p> <p>(ケ) その他必要と認める書類</p>	<p>エ 指定の申請（指定管理者の応募）</p> <p>.....</p> <p>(カ) 主たる事業所に係る過去3年分の国税（法人税・消費税・地方消費税）、都道府県税、市町村税の納付を証する書類（納税義務のないものにあつてはその旨及び理由を記載した書類）</p> <p>(キ) 主たる事業所の就業規則並びに従業員（正社員・パート・アルバイト等）2～3名分の労働条件通知書（雇用契約書）及びそれらに対応する3か月分の賃金台帳</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(ク) その他必要と認める書類</p>
P15	<p>(ウ)担当課による審査</p> <p>.....</p> <p>①応募資格等</p> <p>次のいずれの条件も満たすこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体であること（法人格の有無は問わない。ただし、共同事業体にあつては、本件の応募に関して他の団体の構成員として応募をしていない2以上の団体により構成せられるものに限る。） ・団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する又は破産者で復権を得ていること ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により茅ヶ崎市における一般競争入札の参加を制限されていないこと ・茅ヶ崎市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと ・国税及び地方税を滞納していないこと ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと ・茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しないこと ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受けたことがないこと ・労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入の必要がない場合は除く）。 ・2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること） ・当該業務について、十分な業務遂行能力と、当該業務と類似の業務の実績（成果）を有すること ・その他、施設担当課が募集要項等で定めた応募資格要件を満たすこと 	<p>(ウ)担当課による審査</p> <p>.....</p> <p>①応募資格等</p> <p>以下の欠格事項に該当する者は、指定の応募資格を有しないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者 ・地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者 ・国税及び地方税を滞納している者 ・その他、施設担当課が募集要項等で定めた応募資格要件を満たさない者

<p>P16</p>	<p>(エ)委員会による審査 </p> <p>③配点及び評価点 <u>審査は、次の考え方により評価点を付すものとします。書類審査は、評価の視点ごとに行うこととし、委員1人あたり5点満点を基本とします。面接審査は、評価項目ごとに行うこととし、委員1人あたり10点満点（評価点の2倍）を基本とします。</u></p> <p>④総合評価点 書類審査と面接審査の配点割合は、書類審査6割、面接審査4割とします。 ③で得点化した評価点について、次の計算方法により、<u>書類審査は60点満点、面接審査は40点満点に補正し、委員1人あたり合計100点満点の総合評価点とします。</u></p> <p>⑤応募者が3者以内の場合の審査 応募書類等に基づく書類審査及び<u>応募者への面接審査（ヒアリング又はプレゼンテーション・質疑応答）における各委員の総合評価点の合計が満点の6割以上で、かつ最も高い者を指定管理者の候補者として選定し、2番目に得点の高い者を候補者の次点者として選定します。</u></p> <p>⑥応募者が4者以上の場合の審査 応募者が4者以上となった場合は、応募書類等に基づく書類審査により、書類審査の総合評価点の上位3者を絞り込み、<u>その3者に対し面接審査を行います。この場合においても、書類審査及び面接審査における各委員の総合評価点の合計が満点の6割以上で、かつ最も高いものを指定管理者の候補者として選定し、2番目に得点の高い者を候補者の次点者として選定します。</u></p> <p><u>⑦総合評価点と同点の場合の取扱い</u> 書類審査及び面接審査について、総合評価点と同点の場合は、<u>施設所管課が一番重要視している評価項目又は評価の視点の点数が高かった方を候補者とする</u>こととします。</p> <p><u>（以降番号繰り下げ）</u></p>	<p>(エ)委員会による審査 </p> <p>③配点及び評価点 <u>審査項目ごとの配点は5点を基本とし、次の考え方により評価点を付すものとします。面接審査の評価点は、評価点の2倍（10点）とします。</u></p> <p>④総合評価点 書類審査と面接審査の配点割合は、書類審査6割、面接審査4割とします。 ③で得点化した評価点について、次の計算方法により、<u>書類審査は60点、面接審査は40点満点に補正し、合計100点満点の総合評価点とします。</u></p> <p>⑤応募者が3者以内の場合の審査 応募書類等に基づく書類審査及び<u>申請者への面接審査（ヒアリング又はプレゼンテーション・質疑応答）による総合評価点の合計が満点の6割以上で、かつ最も高い者を指定管理者の第1候補者として選定し、2番目に得点の高い者を候補者の次点者として選定します。</u></p> <p>⑥応募者が4者以上の場合の審査 応募者が4者以上となった場合は、応募書類等に基づく書類審査により、書類審査の総合評価点の上位3者を絞り込み、面接審査を行います。<u>この場合、書類審査と面接審査による総合評価点の合計が満点の6割以上で、かつ最も高いものを指定管理者の第1候補者として選定し、2番目に得点の高い者を候補者の次点者として選定します。</u></p> <p><u>（記載なし）</u></p>
------------	--	---

	新（第10版）	旧（第9版）
P17	<p>⑧委員会の公開・非公開 <u>委員会は原則公開とします。</u> <u>「茅ヶ崎市情報公開条例」第23条において「地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関の会議は公開する。ただし、「(1)法令等の規定により公開しないこととされているとき」「(2)茅ヶ崎市情報公開条例第5条に規定する非公開情報に係る事項について審議等を行うとき」「(3)会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると当該附属機関が認めるとき」は、この限りでない。」とされています。</u> <u>募集要項等の審議については、行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報であり非公開情報にあたるため、委員会に諮った上で非公開とすることとします。</u> <u>指定管理者の候補者の選定については、複数者からの応募が想定され、プレゼンテーション・質疑応答において選定に必要な情報を把握するために団体の内部事情、技術情報や信用情報などを聴取するなど、非公開情報を含む場合がありますため、委員会に諮った上で、非公開とすることとします。</u></p>	<p>⑦委員会議の公開・非公開 <u>委員会は、「審議会等」に該当し、「茅ヶ崎市自治基本条例」第14条第3号において「審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではない。」とされていることから、委員会は原則公開とします。</u> <u>また、「茅ヶ崎市情報公開条例」第5条において、「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」おそれがある場合は、その全部又は一部を非公開として取り扱うことができます。</u> <u>指定管理者の候補者の選定の際には、複数者からの応募が想定され、プレゼンテーション・質疑応答において選定に必要な情報を把握するために団体の内部事情、技術情報や信用情報などを聴取するなど、非公開情報を含む場合がありますので、委員会が認めた場合は、委員会の全部又は一部を非公開とすることができます。</u></p>
P17	<p>⑨委員会の会議録及び応募書類等に係る情報公開の取扱い <u>委員会の記録は、委員の発言を明記した会議録とし、会議録は、原則公開とします。</u> <u>「茅ヶ崎市情報公開条例」第5条において、「行政文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない」とされており、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合など、非公開情報が含まれる場合は、会議録の一部を非公開とすることがあります。</u> <u>また、指定管理者の候補者の応募書類等についても、指定管理者の指定を行った後、原則公開となりますが、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合など、非公開情報が含まれる場合は、一部を非公開とすることがあります。</u></p>	<p>⑧ 委員会の会議録に係る情報公開の取扱い <u>委員会の記録は、委員の発言を明記した会議録とします。会議録の内容により、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合は、一部を非公開とする場合があります。</u></p>

P18 ～ P19	評価項目及び評価の視点		書類 審査	面接 審査	評価項目及び評価の視点		書類 審査	面接 審査
	3 収支計画について			○	3 収支計画について			—
	4 施設の管理について (1) 施設の清掃、警備、衛生管理が <u>募集要項</u> で示す水準と同等以上となるよう提示されているか。		○		4 施設の管理について (1) 施設の清掃、警備、衛生管理が <u>現状</u> と同等以上の水準となるよう提示されているか。		○	
	(2) 施設や附属設備の修繕等、保守管理が <u>募集要項</u> で示す水準と同等以上の水準となるよう提示されているか。		○		(2) 施設や附属設備の修繕等、保守管理が <u>現状</u> と同等以上の水準となるよう提示されているか。		○	
(3) 施設の管理に係る記録について考えが提示されているか。		○		(3) 施設の管理に係る記録について考えが提示されているか。		○		
(4) 省エネルギー、省資源等、環境に配慮する考えが提示されているか。		○		(4) 省エネルギー、省資源等、環境に配慮する考えが提示されているか。		○		
7 事業主体について (1) 事業計画書に記載された内容を効果的に遂行することが可能と認められるような実績が提示されているか。		○	○	7 事業主体について (1) 事業計画書に記載された内容を効果的に遂行することが可能と認められるような実績が提示されているか。		○	○	
(2) 業務を遂行することが可能な財務経営状況か。		○		(2) 業務を遂行することが可能な財務経営状況か。		○		
(3) <u>雇用者に対し、適切な手続きや配慮等、雇用主としての責務を果たしているか</u>		○						
—								

	新（第10版）	旧（第9版）
P21	<p>イ 議案の作成 指定管理者の指定の議案に記載する事項は、次に掲げるとおりです。</p> <p>(ア) 公の施設の名称（<u>条例で定められている施設名</u>） (イ) <u>施設の種類（条例の名称）</u></p> <p>(ウ) 指定管理者の名称 (エ) 指定の期間</p> <p>ウ 指定管理者の指定等の公告 指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取消したときは、遅滞なくその旨を公告します。</p> <p>エ 議案説明資料の作成 (ア) 選定の経緯（非公募の場合は「候補者の評価について」とします） (イ) <u>評価項目に関連する資料（委員会における審査資料（事業計画書等））</u></p>	<p>イ 議案の作成 指定管理者の指定の議案に記載する事項は、次に掲げるとおりです。</p> <p>(ア) 公の施設の名称 (イ) 施設の種類（「茅ヶ崎市公共施設白書」に示す区分とします） (ウ) 指定管理者の名称 (エ) 指定の期間</p> <p>ウ 指定管理者の指定等の公告 指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取消したときは、遅滞なくその旨を公告します。</p> <p>エ 議案説明資料の作成 (ア) 選定の経緯（非公募の場合は「候補者の評価について」とします） (イ) <u>各施設の概要</u> (ウ) <u>評価項目に関連する資料（事業計画書、施設平面図、危機管理に関するマニュアル等）</u></p>
P22	<p>(6) <u>P F I 事業により施設の管理運営を行う場合の取扱い</u> P F I により公の施設を整備し、P F I 事業者によるその施設の管理を包括的に委ねようとする場合、指定管理者に指定する必要があります。</p> <p><u>P F I 法上の契約と指定管理者制度における指定とは、別々の制度における手続きであり、一方の手続きが自動的に他方の手続きを兼ねるということではできません。</u></p> <p><u>指定管理者は、公の施設の設置条例が制定された後に、当該条例において定められた公募等の手続きに則って選定されるものでありますが、指定管理者制度を導入する前に既に P F I 事業者が決定している場合等においては、公募等の手続きによることなく、P F I 事業者を指定管理者とすることができるよう設置条例で規定することにより、公募等の方法によらず指定管理者を選定することが可能です。</u></p> <p><u>P F I 事業により施設の管理運営を行う場合の取扱いについては、以下のとおりとします。</u></p> <p><u>ア 指定管理者の候補者の選定</u> <u>施設担当課は、検討段階から両制度間の整合性を図り、P F I 事業契約の中に指定管理者制度を導入する旨をあらかじめ明記するほか、当該 P F I 事業者及び融資金融機関等とも綿密な協議を行うこととし、当該 P F I 事業者を指定管理者候補者に選定します。</u> <u>また、この場合、P F I 事業者選定の際の提案書類のうち、次に掲げる書類を添えて、指定管理者候補者を選定した旨を、委員会に報告することとします。</u> <u>なお、委員会への報告のタイミングについては、設置条例を制定する議会と指定管理者の指定を行う議会の間とします。</u></p>	<p>(記載なし)</p>

	新（第10版）	旧（第9版）
P22	<p>(ア) <u>指定管理者指定申請提出書類 第2-1号様式（事業計画書1 施設の管理運営に係る基本的な考え方について）に該当するもの。</u></p> <p>(イ) <u>指定管理者指定申請提出書類 第2-2号様式（事業計画書2 組織、職員配置及び職員の育成について）に該当するもの。</u></p> <p>(ウ) <u>指定管理者指定申請提出書類 第2-3号様式（事業計画書3 収支計画について）に該当するもの。</u></p> <p>(エ) <u>指定管理者指定申請提出書類 第2-4号様式（事業計画書4 施設の管理について）に該当するもの。</u></p> <p>(オ) <u>指定管理者指定申請提出書類 第2-5号様式（事業計画書5 施設の運営について）に該当するもの。</u></p> <p>(カ) <u>指定管理者指定申請提出書類 第2-6号様式（事業計画書6 危機管理について）に該当するもの。</u></p> <p>(キ) <u>その他必要と認める書類</u></p> <p><u>イ 指定期間</u> 原則として、PFI事業契約における運営・維持管理期間を指定期間と見なします。</p> <p><u>ウ 協定の締結</u> 協定書の作成にあたっては、PFI事業契約書との整合性を図り、両者の間に食い違いが生じない様、充分配慮することとします。 なお、PFI事業契約において毎年度支払う費用の算定方法等が詳細に定められることから、指定管理に係る年度協定の締結を省略できることとします。この場合においても、原則、基本協定は締結します。</p> <p><u>エ 指定管理料</u> 当該PFI事業契約における運営・維持管理期間に係る維持管理費、運営費及び修繕費をもって当該指定期間に係る指定管理料として取り扱うこととし、PFI事業契約に基づく費用と指定管理料が別個の費用として解釈されることのないよう留意することとします。</p>	

	新（第10版）	旧（第9版）
P23	<p>(7) 指定管理者の監督</p> <p>ア 事業報告書等の提出</p> <p>(ア) 毎年度終了後、市が指定する期日までに、指定管理者は管理業務に関する<u>事業報告書を提出することとします。</u>市は、事業報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとします。事業報告書の記載事項は、次に掲げるとおりです。</p> <p>① 管理業務の実施状況</p> <p>② 利用状況</p> <p>③ 使用料又は利用料金収入実績</p> <p>④ 管理経費の収支状況</p> <p>⑤ その他必要な事項</p> <p>(イ) 毎月、市が指定する期日までに指定管理者は<u>業務報告書(月次報告書)を提出することとします。</u>市は、指定管理者から提出された業務報告書、利用者アンケート、<u>実地調査等により当該公の施設の管理状況や住民利用の状況等指定管理者による管理の実態を把握することとします。</u>業務報告書に記載する具体的な事項は次のとおりとします。</p> <p>① 管理業務の実施状況</p> <p>② 施設の利用状況</p> <p>③ 使用料又は利用料金の収入実績</p> <p>④ その他必要な事項</p>	<p>(5) 指定管理者の監督</p> <p>ア 事業報告書の提出</p> <p>毎年度終了後、市が指定する期日までに、指定管理者は管理業務に関する<u>事業報告書を提出しなくては</u>いけません。市は、事業報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとします。事業報告書の記載事項は、次に掲げるとおりです。</p> <p>(ア) 管理業務の実施状況</p> <p>(イ) <u>利用状況(利用者数、利用拒否等の件数・理由等)</u></p> <p>(ウ) <u>利用料金収入の実績</u></p> <p>(エ) <u>管理に係る経費等の収支の状況</u></p> <p>(オ) その他必要な事項</p>
P31	<p>(指定管理料の変更)</p> <p>第30条 <u>指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、委託者及び受託者の双方が協議の上指定管理料の額を変更することができる。</u></p> <p>【留意事項】指定管理に関する業務の税法上の取扱いについて</p> <p>指定管理に関する業務は、法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）第2条第13号の収益事業、法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第10号の請負業に該当し、法人税の課税対象とされるなど、その他の税においても課税対象となる場合があります。</p> <p>このことから、指定管理者は、税法上の取扱いについて、税務関係の官公署（所轄税務署、県税事務所、市町村税関係部署など）に確認の上、必要な申告、届出等を行うこととなります。</p> <p>【留意事項】剰余金の返還について</p> <p>第30条については、例えば当初開館予定で指定管理料の算出をしているが利用申し込みがなく、夜間閉館した場合や事業計画等に規定する業務の不実施、催しのなどの実施回数が協定回数を下回る場合など、指定管理料の変更による戻入等が必要と考えられる場合についても含みます。</p>	<p>(指定管理料の変更)</p> <p>第30条 <u>経済事情の激変又は予期することのできない異常の事由の発生により、指定管理料の額が著しく不相当であると認められるときは、委託者及び受託者の双方が協議のうえ指定管理料の額を変更することができる。</u></p> <p>【留意事項】指定管理に関する業務の税法上の取扱いについて</p> <p>指定管理に関する業務は、法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）第2条第13号の収益事業、法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第10号の請負業に該当し、法人税の課税対象とされるなど、その他の税においても課税対象となる場合があります。</p> <p>このことから、指定管理者は、税法上の取扱いについて、税務関係の官公署（所轄税務署、県税事務所、市町村税関係部署など）に確認の上、必要な申告、届出等を行うこととなります。</p>

	新（第10版）	旧（第9版）																																				
P38	<p>【議案説明資料（公募）】 (5) 応募団体の審査、評価 ア 評価方法 書類審査では、〇〇〇〇から提出された応募書類に基づき、後述イに掲げる評価項目（●項目）について、<u>委員1人あたり5点満点、合計〇〇〇点で評価を行いました。その結果について、60点満点となるよう補正し、委員●名の評価点の合計を書類審査の総合評価点としました。</u> 面接審査では、〇〇〇〇から提出された応募書類に基づく説明を受け、質疑応答を行い、説明内容等に基づき、後述イに掲げる評価項目（●項目）について、<u>委員1人あたり10点満点、合計〇〇〇点で評価を行いました。その結果について、40点満点となるよう補正し、委員●名の評価点の合計を面接審査の総合評価点としました。</u></p> <p>.....</p> <table border="1" data-bbox="180 869 818 1395"> <thead> <tr> <th>書類審査評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 施設の管理について</td> </tr> <tr> <td>(1) 施設の清掃、警備、衛生管理が募集要項で示す水準と同等以上となるよう提示されているか。</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設や附属設備の修繕等、保守管理が募集要項で示す水準と同等以上となるよう提示されているか。</td> </tr> <tr> <td>7 事業主体について</td> </tr> <tr> <td>(1) 事業計画書に記載された内容を効果的に遂行することが可能と認められるような実績が提示されているか。</td> </tr> <tr> <td>(2) 業務を遂行することが可能な財務経営状況か。</td> </tr> <tr> <td>(3) 雇用者に対し、適切な手続きや配慮等、雇用主としての責務を果たしているか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>各項目25点 合計800点 書類審査の総合評価点 <u>(60点満点換算×●名)</u></p> <table border="1" data-bbox="180 1574 802 1753"> <thead> <tr> <th>面接審査評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 組織、職員配置及び職員の育成について</td> </tr> <tr> <td>3 収支計画について</td> </tr> <tr> <td>5 施設の運営について</td> </tr> <tr> <td>6 危機管理について</td> </tr> </tbody> </table> <p>各項目50点 合計300点 面接審査の総合評価点 <u>(40点満点換算×●名)</u></p> <table border="1" data-bbox="180 1888 818 2067"> <thead> <tr> <th>総合評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書類審査の総合評価点 (60点満点換算×●名) 【●●●点満点】</td> </tr> <tr> <td>面接審査の総合評価点 (40点満点換算×●名) 【●●●点満点】</td> </tr> <tr> <td>総合評価点の合計 (100点満点換算×●名) 【●●●点満点】</td> </tr> <tr> <td>評価点の満点に対する割合</td> </tr> </tbody> </table>	書類審査評価項目	4 施設の管理について	(1) 施設の清掃、警備、衛生管理が募集要項で示す水準と同等以上となるよう提示されているか。	(2) 施設や附属設備の修繕等、保守管理が募集要項で示す水準と同等以上となるよう提示されているか。	7 事業主体について	(1) 事業計画書に記載された内容を効果的に遂行することが可能と認められるような実績が提示されているか。	(2) 業務を遂行することが可能な財務経営状況か。	(3) 雇用者に対し、適切な手続きや配慮等、雇用主としての責務を果たしているか。	面接審査評価項目	2 組織、職員配置及び職員の育成について	3 収支計画について	5 施設の運営について	6 危機管理について	総合評価点	書類審査の総合評価点 (60点満点換算×●名) 【●●●点満点】	面接審査の総合評価点 (40点満点換算×●名) 【●●●点満点】	総合評価点の合計 (100点満点換算×●名) 【●●●点満点】	評価点の満点に対する割合	<p>【議案説明資料（公募）】 (5) 応募団体の審査、評価 ア 評価方法 書類審査では、〇〇〇〇から提出された応募書類に基づき、後述イに掲げる評価項目について、<u>5点満点、合計〇〇〇点で評価を行い、60点満点となるように補正しました。</u> 面接審査では、〇〇〇〇から提出された応募書類に基づく説明を受け、質疑応答を行い、<u>それぞれの応募内容等に基づき、後述イに掲げる評価項目について10点満点、合計〇〇〇点で評価を行い、40点満点となるように補正しました。</u></p> <p>.....</p> <table border="1" data-bbox="858 869 1497 1373"> <thead> <tr> <th>書類審査評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 施設の管理について</td> </tr> <tr> <td>(1) 施設の清掃、警備、衛生管理が現状と同等以上の水準となるよう提示されているか。</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設や附属設備の修繕等、保守管理が現状と同等以上の水準となるよう提示されているか。</td> </tr> <tr> <td>7 事業主体について</td> </tr> <tr> <td>(1) 事業計画書に記載された内容を効果的に遂行することが可能と認められるような実績が提示されているか。</td> </tr> <tr> <td>(2) 業務を遂行することが可能な財務経営状況か。</td> </tr> <tr> <td>記載なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>各項目25点 合計775点 書類審査の総合評価点 <u>(60点満点)</u></p> <table border="1" data-bbox="858 1585 1481 1765"> <thead> <tr> <th>面接審査評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 組織、職員配置及び職員の育成について</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>5 施設の運営について</td> </tr> <tr> <td>6 危機管理について</td> </tr> </tbody> </table> <p>各項目50点 合計250点 面接審査の総合評価点 <u>(40点満点)</u></p> <table border="1" data-bbox="858 1899 1505 2078"> <thead> <tr> <th>総合評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書類審査の総合評価点 (60点満点)</td> </tr> <tr> <td>面接審査の総合評価点 (40点満点)</td> </tr> <tr> <td>総合評価点の合計 (100点満点)</td> </tr> <tr> <td>評価点の満点に対する割合</td> </tr> </tbody> </table>	書類審査評価項目	4 施設の管理について	(1) 施設の清掃、警備、衛生管理が現状と同等以上の水準となるよう提示されているか。	(2) 施設や附属設備の修繕等、保守管理が現状と同等以上の水準となるよう提示されているか。	7 事業主体について	(1) 事業計画書に記載された内容を効果的に遂行することが可能と認められるような実績が提示されているか。	(2) 業務を遂行することが可能な財務経営状況か。	記載なし	面接審査評価項目	2 組織、職員配置及び職員の育成について	_____	5 施設の運営について	6 危機管理について	総合評価点	書類審査の総合評価点 (60点満点)	面接審査の総合評価点 (40点満点)	総合評価点の合計 (100点満点)	評価点の満点に対する割合
書類審査評価項目																																						
4 施設の管理について																																						
(1) 施設の清掃、警備、衛生管理が募集要項で示す水準と同等以上となるよう提示されているか。																																						
(2) 施設や附属設備の修繕等、保守管理が募集要項で示す水準と同等以上となるよう提示されているか。																																						
7 事業主体について																																						
(1) 事業計画書に記載された内容を効果的に遂行することが可能と認められるような実績が提示されているか。																																						
(2) 業務を遂行することが可能な財務経営状況か。																																						
(3) 雇用者に対し、適切な手続きや配慮等、雇用主としての責務を果たしているか。																																						
面接審査評価項目																																						
2 組織、職員配置及び職員の育成について																																						
3 収支計画について																																						
5 施設の運営について																																						
6 危機管理について																																						
総合評価点																																						
書類審査の総合評価点 (60点満点換算×●名) 【●●●点満点】																																						
面接審査の総合評価点 (40点満点換算×●名) 【●●●点満点】																																						
総合評価点の合計 (100点満点換算×●名) 【●●●点満点】																																						
評価点の満点に対する割合																																						
書類審査評価項目																																						
4 施設の管理について																																						
(1) 施設の清掃、警備、衛生管理が現状と同等以上の水準となるよう提示されているか。																																						
(2) 施設や附属設備の修繕等、保守管理が現状と同等以上の水準となるよう提示されているか。																																						
7 事業主体について																																						
(1) 事業計画書に記載された内容を効果的に遂行することが可能と認められるような実績が提示されているか。																																						
(2) 業務を遂行することが可能な財務経営状況か。																																						
記載なし																																						
面接審査評価項目																																						
2 組織、職員配置及び職員の育成について																																						

5 施設の運営について																																						
6 危機管理について																																						
総合評価点																																						
書類審査の総合評価点 (60点満点)																																						
面接審査の総合評価点 (40点満点)																																						
総合評価点の合計 (100点満点)																																						
評価点の満点に対する割合																																						

	新（第10版）	旧（第9版）
P42	<p>イ 評価結果 社会福祉法人茅ヶ崎市〇〇会の評価結果について、主な意見は次のとおりです。</p> <div data-bbox="183 347 778 488" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1. 評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> • ○○○○○ • ▲▲▲▲▲ • □□□□□ </div> <div data-bbox="183 526 778 667" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>2. 改善を要する点</p> <ul style="list-style-type: none"> • ××××× • ☆☆☆☆☆ • ○○○○○ </div> <div data-bbox="183 705 778 779" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • ◆◆◆◆◆ </div>	<p>イ 評価結果 社会福祉法人茅ヶ崎市〇〇会の評価結果について、主な意見は次のとおりです。</p> <div data-bbox="861 347 1457 488" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1. 評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> • ○○○○○ • ▲▲▲▲▲ • □□□□□ </div> <div data-bbox="861 526 1457 667" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>2. 改善を要する点</p> <ul style="list-style-type: none"> • ××××× • ☆☆☆☆☆ • ○○○○○ </div>